

秋田県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成28年12月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	埴川能代線	能代市須田字大沢屋布後2番9地先から屋布添117番4地先まで	5.50～21.80	0.086
	新	埴川能代線	〃	8.80～24.49	0.086

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間及び時間 平成28年12月27日から平成29年1月8日までの午前9時から午後5時まで（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）